

令和6年5月16日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健司  
(公印省略)

「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（欧州市場）」  
の受託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（欧州市場）
2. 業務委託期間 契約締結日～令和7年2月28日（金）
3. 主な業務委託内容
  - (1) 道内F A Mトリップ及びセミナー、商談会の実施
  - (2) 欧州向けプロモーション動画の制作
  - (3) 欧州内で開催する国際交流イベントへの代理出展（B to B、B to C）
  - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案及び実施
4. 事業費（上限） 23,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）

5月16日（木）	公示・観光機構WEBサイト掲載
5月23日（木）	企画提案の参加表明期限
6月13日（木）	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定
6月下旬	契約締結、業務開始
6. 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会は開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日より3営業日（5月28日（火））の15時までメールで受付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。

【お問い合わせ】

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部 TEL:011-231-0941  
担当：杉山 go\_sugiyama@visithkd.or.jp 榎原 k\_tochihara@visithkd.or.jp

以上

# 「令和6年度 欧米豪F I T旅行者誘客・受入事業（欧州市場）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

## 1. 目的

観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が決定し、国は「訪日外国人旅行消費額5兆円、国内旅行消費額20兆円の早期達成を目指すとともに、令和7年までに、「持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数100地域、訪日外国人旅行消費額単価20万円/人、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数2泊等」の目標を掲げた。

アフターコロナで訪日旅行者が回復傾向にある中、北海道は観光消費額の高い Adventure Travel（以下「AT」という。）顧客、富裕層の欧米豪 Foreign Independent Tour または Free Individual (Independent) Traveler（以下「FIT」という。）顧客の訪日客誘客に向けた取組が重要である一方、プロモーションやセールスにおける取組には課題が多い。

本事業では、欧州市業者の招聘及びセミナー・商談会の開催、現地媒体を活用したプロモーション活動、そして現地交流イベント・商談会への出展を通じ、課題に向けた取組を実施し、北海道の認知度向上及び来道誘客促進を図る。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

## 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 道内に本・支店等を有する次のいずれかに該当する者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。）

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 5. 委託事業費（上限）23,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和7年2月28日（金）

(1)業務スケジュール：

- 5月16日（木） 公示・観光機構WEBサイト掲載  
5月23日（木） 企画提案の参加表明期限  
6月13日（木） 企画提案書の提出期限  
6月中旬 企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託業者決定  
6月下旬 契約締結、業務開始

※日程については変更となる場合がありますので、その都度ご確認ください。

(2)業務完了日

令和7年2月28日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3)委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1)道内FAMトリップ及びセミナー商談会の実施

① FAMトリップ（Familiarization Trip 以下「FAM」という。）

欧州圏内でターゲットとする5か国より旅行会社関係者を招聘。北海道内のFAMを実施することで、リアルな北海道の魅力等を体験していただく。また、FAMを通じ、招聘者が商品造成・情報発信をすることで、訪日旅行者に向けたプロモーション展開を可能とする。

ア 開催日 令和6年12月～令和7年1月の間に6日間または7日間の日程で実施すること。

イ 招聘者 欧州5か国（英・仏・独・伊・西）の旅行会社関係者より5社5名以上

ウ 行程 令和5年度より観光機構の重点施策として推進する「アドベンチャートラベル」「ナイトタイムエコノミー」「ワインツーリズム」「ケアツーリズム」の各テーマ別観光の他、スキー・スノーアクティビティに特化したエリアをフューチャーした内容とすること。リゾート滞在型に限らず、「温泉滞在型」や「札幌市内もしくは道北のスノーリゾートを中心に」紹介できる行程を検討すること。重点対象顧客層は「富裕層（主にModern Luxury層）」とする。

エ 招聘に向けた注意点

- ・招聘者には、「令和6年度 欧州での北海道観光レップ事業（以下「欧州レップ事業」という。）で営業活動を行う旅行会社から1名以上を招聘すること（参加を表明した事業者には、後日詳細をお伝えするものとする）。
- ・北海道をプロモーションするにあたり、最も効果的と思われるものを選定また提案し、併せて参加確約を促すこと。また予定している招聘者の参加が叶わない場合、代案として同等クラスの招聘者を選定または、提案すること。なお、招聘候補者を企画提案書に掲示し、受託後は観光機構と協議の上、決定すること。
- ・招聘者の参加条件として、FAM終了後、北海道内を含めた商品造成、販売及び、プロモーションを行うこととし、それらの成果については、受託事業者が集約し、観光機構に報告すること。
- ・必要に応じて、視察する施設や関係各所等の手配及び連絡の調整を行うこと。
- ・実施は全て「英語」とし、語学力に長けた添乗員または、ツアーガイド（アクティビティガイド）をアサインすること。
- ・荒天等により、予定していた行程が消化出来ない場合を想定し、代替案を提案すること。
- ・招聘に係る費用（航空券、宿泊、食事、交通費等）及びそれらに付随する費用（添乗員費用、乗務員費用、貸切ハイヤーまたはバス、駐車料金、高速代金、レンタ

- ルWi-Fi、招聘者旅行保険等）全ての手配を行い、見積りに含めること。
- ・FAM終了後、招聘者にアンケートを実施し、報告書とあわせて提出すること（報告書には、実施時に撮影した画像等も掲載すること）。
- ・実施したコースは終了後、モデルコースとして観光機構のホームページ（英語版）に掲載することとする。
- ・FAM実施時に撮影する映像及び画像等については、報告書に掲載し、著作権等は観光機構に帰属すること。

## ②セミナー、商談会

7-(1)-①の招聘者に北海道の魅力を周知する為のセミナー、及び北海道の旅行事業者、観光事業者、宿泊事業者、メディア等との商談会を実施し、今後の北海道プロモーションの提案及び誘客へ繋げる。

ア 開催日 令和6年12月～令和7年1月の間に実施するFAMの間

イ 参加者 海外バイヤー FAM招聘者

国内セラー 北海道内でAT、富裕層（Modern Luxury層）を取り扱う  
旅行事業者、観光事業者、宿泊事業者、メディア等

ウ 開催場所 札幌市内のホテル

エ 実施に向けた注意点

- ・会場は、設備が整い、音響やアクセスの良いホテルを準備すること。
- ・「北海道の食」に特化した食事及び飲料（軽食、ランチ、ディナーのいずれか）を含めること。また、必要とされる備品の費用を含めること。
- ・司会進行にあたっては、使用言語は「英語」で、語学力に長けた者を司会者とし、進行すること。
- ・セミナーに使用するプレゼン資料については、当機構が推進する北海道の「アドベンチャートラベル」「ナイトタイムエコノミー」「ケアツーリズム」「ワインツーリズム」のコンテンツ等を盛り込み作成すること。
- ・作成したプレゼン資料や旅行商品造成・販売に必要な二次使用が可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者に提供し、商品造成や販売を促すこと。
- ・商談会におけるセラーの参加者選定または、人数を含め、最適な実施方法を提案すること。
- ・商談会におけるサポート体制（各言語通訳など）を可能な限り準備すること。
- ・商談会終了後、参加者全員にアンケートを実施し、集計と分析行うこと。

## (2) 欧州向けプロモーション動画の制作

- ・上記7の(1)のウの行程で取り上げたコンテンツを集約し、欧州向けプロモーション動画を撮影・編集すること。
- ・映像素材の制作・編集に係る一切の作業
- ・制作・編集に係る各種調整・撮影交渉・許可手続き等（必要な場合）
- ・肖像権、著作権、その他すべての権利に関わる各種調整
- ・撮影に係る宿泊、食事、交通手段等の一切の手配（必要な場合）
- ・映像の著作権、2次利用及び再編集等を可能にするための権利などの整理・調整
- ・編集動画の言語（テロップ等）は英語・フランス語・ドイツ語とすること。
- ・編集した動画は、効果的と思われる配信対象者を設定の上、Hokkaido Love! YouTubeチャンネル、Facebook、Instagram に投稿し、再生回数等の実績進捗報告をすること。また、広告配信に係る費用は事業費に含めること。その他、招聘旅行会社による商品PRに係る活用を促すこと。

## (3) 国際交流イベントへの代理出展

### ①ジャパン・ウィーク2024（フランス・コルマル）への代理出展

開催期間：2024年11月12日（火）～17日（日）7日間

開催地：フランス パリ市及びコルマル市

主催者：公益財団法人 国際親善協会

〒112-0003 東京都文京区春日2-10-15 志知ビル4階

[公益財団法人 国際親善協会 \(iffjapan.or.jp\)](http://iffjapan.or.jp)

出展目的：開催国との相互理解・友好親善の促進、地域の活性化・国際化の促進などを目的に開催されるジャパン・ウィーク2024への出展を通じ、北海道のプロモーションを実施する。

#### <出展期間・内容>

2024年11月12日（火）観光物産商談会（B to B）

開催都市：フランス パリ市

出展者：2名（北海道から参加）

出展費用：550,000円（不課税）

特記事項：会場通訳は主催者側で準備するため「不要」とするが、現場コーディネーターの手配（常時1名以上）を費用に含めること。（入場IDは出展費用に含まれるが、主催者に再確認すること）

2024年11月13日（水）～14日（木）北海道観光ブース出展（B to C）

開催都市：フランス コルマル市

出展者：2名（北海道から参加）

出展費用：40,000円（出展者1名あたり・ブーススペース費を含む 不課税）

：10,000円（現地スタッフ兼通訳1名あたりの同行費用 不課税）

特記事項：出展費用40,000円（不課税）は1名分のみ費用に含めることとするが別途1名分の出展（参加）手続き及び請求精算についても、取り扱うこと。また、運営スタッフ兼通訳の手配（常時1名以上）を費用に含めること。

- ・原則として、北海道単独出展とし、効果的と思われる出展形式について、具体的に提案すること。
- ・上記出展費用を見積に含めること。
- ・出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施し、費用に含めること。
- ・ブース装飾等の詳細・費用については、低予算で実施可能なものを提案すること。
- ・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払い等を実施し、費用に含めること。
- ・ブース内へモニター等を設置し、観光機構が提供する観光プロモーション映像の放映及び、デジタル資料の表示に対応すること。
- ・配布資料（機構で提供可能なパンフレット類及び各種ノベルティ等、また、必要に応じ市町村・観光協会等の配布資料）の集約、会場への発送、ブースでの展示、配布等一切の作業を実施し、費用に含めること。
- ・配布資料は、当機構が推進する北海道の「アドベンチャートラベル」「ナイトタイムエコノミー」「ケアツーリズム」「ワインツーリズム」等のコンテンツを使用すること。
- ・11月12日の商談会にあたっては、商談を円滑に進めるための専属スタッフを常時1名以上配置すること。（入場IDは出展費用に含まれるが、主催者に再確認すること）
- ・11月13日～14日ブース運営にあたっては、北海道観光の知見を有し、観光情報に精通し、通訳が可能な人員を常時1名以上配置し、費用に含めること。
- ・北海道ブースへの来場者を増加させるための集客施策を提案すること。
- ・来場者にWEBによるアンケートを実施すること。設問については、観光機構と協議の上、決定し、集計結果については、分析等を行い、日本語で報告書にまとめること。
- ・出展レポートを作成し、観光機構英語サイト（Hokkaido Love!）に掲載すること。

#### (4)その他自由提案

(1)～(3)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を受託

上限額の範囲内で提案することも可とする。

#### (5) K P I

<道内FAMトリップ>

- ・ 招聘者 FAM、セミナー、商談会 参加者数 5社5名以上
- ・ 国内セラール 商談会 参加者数 15社15名以上
- ・ FAM参加旅行会社による商品造成と販売 1社2コース以上
- ・ 動画再生回数（3言語計） 15万回再生以上

<国際交流イベントへの出展>

- ・ 来場者アンケートの実施と集計・分析 200件以上（BtoC）

#### (6) 事業実施内容の目標設定、効果測定

令和6年度の事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取り組みの指針となるよう報告書を作成すること。

#### 8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和6年5月23日（木） **17時 ※時間厳守**

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

担当：杉山 go\_sugiyama@visithkd.or.jp 榎原 k\_tochihara@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

#### 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

##### (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

##### (2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外でのBtoBプロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

##### (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

##### (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

##### (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

※謝金、交通費、宿泊料、会場使用料、出展料、送料、取材費、制作費、広告掲載費等

#### 10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面印刷、ページ数は全体で40ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで、必要に応じてA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に

選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

#### 1 1. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部  
担当：杉山 宛 電話 011-231-0941
- (3) 提出期限 令和6年6月13日（木） **15時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX やメールでの提出は不可。

#### 1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは6名までとし、Zoomによるオンライン形式で行う。

#### 1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力  
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性  
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

#### 1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 1 5. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。  
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。  
①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。  
②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾

を要する。

- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上



コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（欧州市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度 欧米豪F I T旅行客誘客・受入事業（欧州市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責

任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、  
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者) ⑩